



「保育所における不適切な保育に関する調査研究」について



理事 小畑 くるみ

秋も深まり、紅葉が美しい季節になりました。運動会などの大きな行事を終え、皆様も少し落ち着いたころでしょうか。つい数か月前に「令和の米騒動」がありましたね。原因は、猛暑や異常気象の影響で米の供給が不安定になり、小売店が品不足になったということでした。事象が組み合わさると今の時代でもこのような事が起きるのだと驚き、防災用備蓄の重要性を再認識する機会となりました。

さて、一時期よりメディアの注目を集め、保育業界でも大きな課題となっている不適切な保育についてですが、令和2年に調査研究が実施され、令和5年5月にガイドラインが公表されました。いわゆる「不適切な保育とは何か」の定義付けがされたわけですが、各自治体での研修や園での保育を振り返ることによって、保育士の意識が大きく変わりました。一方で、「不適切な保育」という言葉が独り歩きし、課題がある子どもの対応等で保育士が不安を感じる場面もあります。施設側はインクルーシブな環境を整える為、保育士の配置や見守りカメラの設置、保育士の精神的なサポートを行っていますが、明らかに「虐待」である場合は除いて、一般の方々に保育の現状をどのように伝えていくかを考えなくてはなりません。

今年の9月よりこども家庭庁の「保育所における不適切な保育に関する調査研究」がスタートいたしました。本調査研究は、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでいた時代背景を鑑み、「虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定（上記）」「児童福祉法の改正による制度的対応の検討」「虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化」を目的としていますが、当面のスケジュールとしては、都道府県及び市町村に対して「①こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」「②虐待等と疑われる事案（不適切保育）」「③虐待等があったとして事実を把握した事案の内容や、自治体としてそれにどのように対応したか」についてアンケートを行い、ヒアリングを経て調査報告書を取りまとめる予定となっております。私、小畑が委員の再任をさせて頂きましたので、現場の意見をお伝えしたいと考えております。保育現場がより良い環境が整えられるように、子どもたちと保育士のために皆様のご意見を東京都民間保育協会までお知らせ頂ければと思います。よろしくお願いいたします。